

期間限定

通常代金より

出発2週間前まで **40%**相当割引！

三井オーシャンフジ

飛んでクルーズ沖縄Bコース
2025/10/2 (木) ~10/6 (月) 5日間



■旅行代金/2名1室利用時 お一人様あたり

日程	寄港地	入港	出港
10月2日(木)	那覇		19:00
10月3日(金)	宮古島	8:00	17:00
10月4日(土)	基隆／台湾	7:00	17:00
10月5日(日)	航海日	—	—
10月6日(月)	那覇	8:00	

●食事回数朝4回、昼3回、夕4回 ●最少催行人員:190名 ●クルーズ終了時にパスポートの残存有効期間が6ヵ月以上必要となります。
●台湾の査証(ビザ)は不要です(日本国籍の場合)。
※旅行代金とは別に、国際観光旅客税(1,000円)および那覇ターミナル施設使用料(580円)が必要となります。

	割引代金	通常代金
MITSUI OCEANスイート	712,000円	1,187,000円
シグネチャースイート	647,000円	1,079,000円
ラグジュアリースイートA	639,000円	1,065,000円
ラグジュアリースイートB	626,000円	1,044,000円
ペントハウススパスイート	460,000円	766,000円
ペントハウススイート	355,000円	592,000円
ベランダスイートA	274,000円	456,000円
ベランダスイートB	261,000円	435,000円
ベランダスイートC	227,000円	379,000円
ベランダスイートD	219,000円	365,000円
ベランダスイートE	211,000円	351,000円
ベランダスイートF	203,000円	338,000円
オーシャンビュースイート	188,000円	313,000円



MITSUI OCEAN CRUISES

お申込みに際してのご案内

旅行代金について

■旅行代金(大人お一人様):本パンフレットに表示される旅行代金は、1室を2名様ご利用いただく際のお一人様あたりの旅行代金です。

- シングル利用代金(大人お一人様):客室をお一人様でご利用の場合オプションサービス(ペナダサービス)は150%、ペナトサービス(ペナトサービス)は180%、ペナトバスサービス(ペナトバスサービス)は200%の割増代金となります。
- 子供代金(2歳以上小学生以下/旅行開始日基準):子供代金は大人代金の75%となります。※中学生以上は大人代金です。※生後6か月以上2歳未満の幼児は大人1名様無料です。(食事・ベッドなし)
- 1室3名様利用については別途お問い合わせください。

- 参加人数の変更:客室のご利用人数に変更があった場合は、変更後の1室ご利用人数に応じた旅行代金をいただきます。ご利用人数の変更により、大人1名様で1室利用となる場合は一旦ご予約を解除し、シングル利用での再予約となります。解除の時点でシングル利用が満室の際はキャンセル待ちとさせていただきます。
- 客室タイプの変更:お客様の都合で客室タイプを変更された場合は、変更後の客室の旅行代金との差額をいただきます。
- 施設使用料(例:ターミナル施設使用料)は旅行代金に含まれておりませ

ん。旅行代金とあわせてお支払いください。なお、各港において施設使用料等の新設または金額が変更された場合、取金額が変更となる場合があります。

その他

- ルームリクエストがある場合は、原則乗船券(出発の2~3週間前に発送予定)をもって回答させていただきます。ご希望に添えない場合もごまいますので、あらかじめご了承ください。
- 基礎疾患をお持ちの方、心臓病、慢性呼吸器疾患をお持ちの方は、事前にかかりつけ医にご相談の上、旅行をお申込みください。
- クルーズ終了まで妊娠24週目またはそれ以降に入る方のご乗船、お申込みはお引き受けできません。
- 透析を受けている方は、事前にお申込みの旅行会社にご相談ください。
- 医療器具(酸素ボンベなど)を持ち込む場合は、旅行のお申込み時に必ずお申し出ください。
- クルーズ中に感染症の感染が確認された場合は、自室待機となります。※自室待機となりました場合でも、旅行代金の返金はありません。
- 6歳までの未就学児の方は、事前に当社指定の承諾書の提出が必要となります。
- 15歳未満の方のみでの客室の占有は安全上の理由でお引き受けできません。
- お申込みの時期によっては、客室タイプによりキャンセル待ちとなる場合

がありますので、あらかじめご了承ください。

- 通船を使って上陸する寄港地においては、車いすでは通船(テンドーボート・地元ボート)に乗船できません。通船の乗船経路には階段があります。階段の昇降ができな方は、安全上の理由により乗船をお断りする場合があります。
- 船内施設・客室およびサービス内容は変更となる場合があります。
- 本パンフレットに掲載のクルーズはキッズドルフィンクラブの特典対象外となります。



ドルフィンクラブは過去6ヶ月に渡って乗船乗船履歴がらしのポイント加算が可能です。

特別な配慮を必要とする方のお申込みについて

特別な配慮・措置が必要な可能性のあるお客様は、お申込み時に必ずお知らせください。(船会社指定の承諾書・健康アンケート等の提出が必要となります)

特別な配慮を希望の方について

- 夕食時に特別食をご希望の方は、所定のお問い合わせの提出をお願いします。
- ※船内での食事に安全にお召し上がりいただくために、「食物アレルギー対応ポリシー」を定めております。
- ※食物アレルギー特別食を安全に提供するため、嗜好(好き嫌い)には対応しておりません。

旅行条件

旅行条件は下記による他、当社の旅行業約款によります。お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

募集型企画旅行契約

この旅行は高船三井クルーズ(株)(東京都千代田区霞が関3-8-1 観光庁長官登録旅行業第946号、以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。

旅行のお申込み及び契約の成立

●旅行のお申込みは、所定の申込書にご記入のうえ、申込金としてお一人様あたり下記金額を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金又は、取消料もしくは違約料の一部として充当します。募集型企画旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立したものとします。

申込金	旅行代金の20%
-----	----------

●申込金を除いた現金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、60日目に当たる日以降の当社が定める所定の期日までにお支払いいただきます。なお、ご予約いただいた時点で旅行開始日まで60日を切る場合には、旅行代金の全額をお支払いいただきます。

●当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネット等による募集型企画旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、電話等による予約申込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社は申込みはなかったものとして取り扱います。

旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

- ①旅行代金に含まれるもの
- 旅行日程に明示した船舶、航空機、バス、鉄道等の運賃。
- 旅行日程に明示した食事、船内での入場料(一部材料費を除く)、ホテルの代金。
- ②旅行代金に含まれないもの(前項の他は旅行代金に含まれていません)
- 船上・陸上を問わず、傷害や疾病に関する医療サービス、医薬品、その他の費用。
- アルコール飲料を含む、船内で有する飲料。
- クリーニング、電話料金、ルームサービス料金(一部スイートを除く)。
- 船内ショップ及びバス、フィットネスセンターでの購入品。
- インターネット料金(クルーズ代金に明示されている場合を除く)。
- 船内無料レストランでの食事(クルーズ代金に含まれている場合を除く)。
- 追加料金が適用される船内サービス。
- 希望の参加する寄港地観光ツアーの別途代金(クルーズ代金に含まれている場合を除く)。
- ホテルやレストランの従業員へのチップ、その他の追加飲食費、関連する税金やサービス料を含む、上陸時に発生する費用や経費。
- 日本国内における自宅から発着港または空港までの交通費や宿泊費等。
- 航空券および超過手荷物料(規定の重量・個数の超過分)、空港送迎料(クルーズ代金に含まれている場合を除く)。
- 渡航手続関係経費(パスポート、ビザ、印紙、紙料金、予防接種料金及び到着前入国要件などの渡航書類の準備や渡航手続代行に対する旅行業取扱料金等)。

●旅行保険および機内旅行損害保険。- クルーズに適用される税金(旅行行程中における必要な租税(国際観光旅客税等)、手数料、港湾およびターミナル施設使用料、日本国内の空港を利用する場合の空港施設利用料、日本国外の空港税・出国税及びこれに類する諸税、賦課金等)。
- お一人様で部屋を使用される場合の追加代金。
- 燃油サーチャージ(当社は原油価格の動向により、将来的に徴収する権利を有します)。

●確定書面(最終日程表)

●確定された最終日程表は旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申込まれた場合は旅行開始日)までに交付いたします。

●旅行契約内容・旅行代金の変更

●当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供等の当社が関与しない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため、止むを得ないときは旅行を中止、または旅行の変更をすることがあります。

●渡航先(国または地域)に外務省海外危険情報(外務省海外感染症危険情報)が発出された場合、それらの情報をもとに寄港地を変更する場合があります。

●運送機関の運賃・料金の増額に伴い、旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって15日目に当たる日より前までに、お客様にその旨を通知いたします。

●旅行保証

●当社は契約内容の重要な変更が生じた場合は、変更補償金を支払います。

ただし、次の場合(運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席、部屋、その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます)は変更補償金は支払いません。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置、なお、変更補償金は旅行者1名に対し、1旅行契約につき旅行代金の15%を限度とします。また、変更補償金が千円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

お申込み条件

●お申込み時点で18歳未満の方のみで参加の方は保護者の同意書が必要となります。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行開始時点で生後6ヶ月未満の乳児の乗船はできません。

●慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、6歳未満の未就学者、身体に障がいがある方、車いすなどの器具をご利用の方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲で対応させていただきます。なお、この場合、医師の診断書をお送りいただく場合があります。

●旅行の安全と円滑な実施のために、前述に該当する方のご旅行参加に関してはお断りし、同僚の方の同行などを条件とさせていただきます。ご参加をお断りさせていただきます場合があります。また、通船を使っての上陸地は、車いすでのテンドーボート、地元ボートへの乗船はできません。

●所定の健康アンケートの提出をお願いする場合があります。

●特定の健康状態をお持ちの方には特定の旅行目的を有する旅行については、ご参加をお断りする場合があります。

●お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の理由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の自己負担となります。

●お客様のご都合により別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件で受け付けることがあります。

●お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および帰郷の無償、復讐の予定日等の連絡が必要です。

●お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、また団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるお客様が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

●その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

●添乗員同行の有無

●添乗員は同行いたしません。船内では船のスタッフがお世話します。

●旅券・査証・その他要件について

●本パンフレット表面をご参照ください。

●取消料等

●旅行契約締結後、お客様のご都合により取消となる場合、旅行代金に対し、下記の料率で取消料を申し受けます。

取消日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1週間前まで 41日前まで 無 料
1週間前まで	40日前から31日前まで 旅行代金の 10%
1週間前まで	30日前から3日前まで 旅行代金の 20%
1週間前まで	1週間前まで 無 料
1週間前まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日、前日、当日(旅行開始後を除く)	30日前から3日前まで 旅行代金の 20%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 50%
	旅行代金の100%

(注)「1週間前」とは、12月20日~1月7日、4月27日~5月6日、7月20日~8月31日の期間をいいます。

旅行者の交替

●上記取消料が発生する日以降のお客様の交替の場合、当社の承諾を得てお一人様につき1万円の手数料をお支払いいただいたときは、別の方と交替することができます。

●1室ご利用のお客様全員が交替される場合は取消扱いとなります。

●お客様に対する責任及び免責事項

●当社は募集型企画旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、その損害を賠償する責任を負います。ただし、荷物の場合はお一人様最高15万円を限度とします。

●お客様が以下の事由により損害を受けた場合は賠償の責任は負いません。

a.天災地変・戦乱・暴動又は、これらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

b.運送・宿泊機関の事故もしくは火災又は、これらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

c.官公署の命令又は伝染病による隔離。

d.自由行動中の事故。

e.食中毒。

f.盗難。

g.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮。

お客様へのお願い

●お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為もしくは、お客様が当社の規定を守らなかったことにより当社が損害を被ったときは、お客様に対し損害の賠償を申し受けます。

特別補償

●当社の責任が生じたか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行契約中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物及び引かれた一急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は引かれた一急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は引かれた一急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は引かれた一急激かつ偶然な外来の事故によるものであるときは、補償金、見舞金をお支払いいたします。

海外渡航情報及び運航先の衛生状況について

●渡航先(国または地域)については「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店にご確認ください。海外における安全対策情報等は、外務省領事サービスセンターでもご確認いただけます。

●外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp>

●渡航先の衛生状況については下記のホームページにてご確認ください。

厚生労働省検疫部のホームページ: <https://www.forth.go.jp>

基準日

●本パンフレットに記載された旅行サービス内容および旅行条件は、2025年4月1日現在を基準としております。

その他

●その他の事項については当社の旅行条件書及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

●最少催行人員:本パンフレット表面をご参照ください。

●参加者の人数が、本パンフレット表面に示していない場合は、旅行を中止します。この場合は、23日目に(ピーク時に旅行開始するものについては33日目に)当たる日より前までに、お客様にその旨をご連絡いたします。

個人情報の取り扱いについて

(1)当社及び当社の受託旅行取扱会社(以下「当社等」)は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに送付する確定書面に記載されています。提供されるサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の契約に必要範囲内、旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、パスポート番号、婚姻の有無、旅行中の緊急連絡先及び生年月日を、あらかじめ電子的方法等でも送付することによって提供いたします。また、個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページをご確認ください。このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービス、当社等の商品、キャンペーン、アンケート、特典サービスののご案内及び統計資料作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当社は、旅行中に傷害があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いいたします。この個人情報、お客様に傷害があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報に当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

旅行保険加入のすすめ

安心してご旅行をいただくため、旅行保険へのご加入をおすすめします。

お問い合わせ・お申込みは下記まで

<受託販売>

旅行企画・実施

商船三井クルーズ

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ダイビル1階6階

観光庁長官登録旅行業第946号

一般社団法人 日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員



ポンド保証会員

総合旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取り引きの責任者です。この旅行の契約に關し、担当者からの説明に「不明な点がありましたら、ご遠慮なく総合旅行業取扱管理者にご相談ください。

(BD)